

# 危険物の貯蔵・取扱い 数量(倍数)算定について

消防法で定められている危険物は、その危険性を勘案し、政令でそれぞれの物質ごとに基準となる数量が定められており、これを、**指定数量**といいます。指定数量から算定された倍数に応じて規制が異なりますので、ご注意ください。

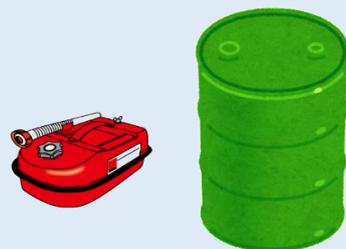
表 危険物第4類の指定数量等早見表

品名	性質	指定数量	主な物質名	※ 少量危険物該当の目安
特殊引火物		50L	ジエチルエーテル	10L以上50L未満
第1石油類	非水溶性液体	200L	ガソリン、トルエン	40L以上200L未満
	水溶性液体	400L	アセトン	80L以上400L未満
アルコール類		400L	エタノール	80L以上400L未満
第2石油類	非水溶性液体	1,000L	灯油、軽油	200L以上1,000L未満
	水溶性液体	2,000L	酢酸	400L以上2,000L未満
第3石油類	非水溶性液体	2,000L	重油	400L以上2,000L未満
	水溶性液体	4,000L	グリセリン	800L以上4,000L未満
第4石油類		6,000L	ギヤー油、シリンダー油	1,200L以上6,000L未満
動植物油類		10,000L	ヤシ油、ナタネ油	2,000L以上10,000L未満

※ 表に記載のない危険物については、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

## 計算方法1 (同一の場所で1つの危険物を貯蔵・取扱う場合)

$$\frac{\text{危険物の貯蔵・取扱量}}{\text{危険物の指定数量}} = \text{指定数量の倍数}$$



## 計算方法2 (同一の場所で2つ以上の危険物を貯蔵・取扱う場合)

(例) A、B、Cの3つの危険物を貯蔵・取扱う場合

$$\frac{\text{Aの貯蔵・取扱量}}{\text{Aの指定数量}} + \frac{\text{Bの貯蔵・取扱量}}{\text{Bの指定数量}} + \frac{\text{Cの貯蔵・取扱量}}{\text{Cの指定数量}} = \text{指定数量の倍数}$$



- ① 上記の計算方法で、**指定数量の倍数が1以上**となる場合  
→ 消防法に基づき、徳島市長の**許可**を受ける必要があります。
- ② 上記の計算方法で、**指定数量の倍数が0.2以上1未満**となる場合  
→ 徳島市火災予防条例に基づき、**届出**が必要となります。

①と②で窓口が異なりますので、下記へお問い合わせください。

安心あふれるまち「とくしま」

徳島市消防局

(お問い合わせ) 予防課 088-656-1193

TOKUSHIMA CITY FIRE DEPT.